て選挙区間における選挙人の投票価値の較差をより縮小するための検討を継続することが，憲法の趣旨に沿うものというべきであると述べ，また多数意見を構成する裁判官中５名がその補足意見において選挙制度の抜本的な見直しを求める意見を述べている。他方，５名の裁判官がそれぞれ詳細な理由を付して違憲の反対意見を述べている。

カ　平成21年大法廷判決

平成19年７月29日施行の参議院議員通常選挙（選挙区間の最大較差は１対4.86）に係る平成21年大法廷判決では，多数意見（10名）は，参議院では，平成16年大法廷判決の指摘を受け，当面の是正措置を講ずる必要があるとともに，その後も定数較差の継続的な検証調査を進めていく必要があると認識され，平成18年改正はこうした認識の下に行われたものであり，また，選挙区間における議員１人当たりの最大較差は前回の選挙より若干縮小したことなどの理由から合憲との判断を示したものの，最大較差の大幅な縮小を図るには，現行の選挙制度の仕組み自体の大幅な見直しが必要なことは否定できず，国会において，速やかに投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて適切な検討が行われることが望まれるとの意見を付した。また，多数意見を構成する裁判官中４名が，早期の根本的な是正措置の必要性を説く補足意見を述べている。他方，５名の裁判官が違憲の立場からそれぞれ詳細な反対意見を述べている。

⑵　国会の立法不作為の違法

国会は，憲法により負託された立法裁量権を適正に行使すべき責務を負っている。殊に，選挙制度に関しては，国会が国権の最高機関たる由縁が，国会を構成する議員が国民の参政権の行使たる選挙によって選任されることにある以上，その参政権が適正に行使されるよう，その投票価値の平等について格段に意を払うべき責務があるものというべきである。

ところが，前記のとおり，既に昭和37年施行の参議院議員通常選挙施行時において，選挙区間の議員１人当たりの選挙人数の最大較差が参議院発足時の2.62倍であったものが４倍を超えるに至り，以後恒常的に４倍台後半から５倍余（最大は6.59倍）で推移していたにもかかわらず，国会は，平成６年の公職選挙法改正までの間較差是正の為の立法措置は全くとらなかったのであって，その不作為は責められて然るべきである。また，選挙区選出議員選挙に関する平成６年，同12年，同18年の改正は，前述のとおり，大きな較差を若干減らすという効果のみを目的とした当面の弥縫策としか解し得ないものである。

ところで，平成８年大法廷判決では，８名の多数意見は，平成４年選挙施行時の較差は，違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態が生じているものと説示し，１名の意見は一部違憲，６名の反対意見は違憲を説くものであった。国会としては，かかる大法廷判決がなされた以上，速やかに参議院の憲法上の位置付けをも踏まえて，既存の選挙制度を抜本的に見直し，国民の投票価値の平等をできる限り実現し，憲法上の違法評価を受けるおそれのない制度を，立法をもって構築すべき法的責務を負うに至ったものというべきである。

もちろん，かかる選挙制度の見直しには，多面的な視点からの検討が不可欠であるから相当の時間を要することは已むを得ない。しかし，国会は，上記平成８年大法廷判決がなされても見直しに着手しなかった。その後の平成10年及び平成12年の大法廷判決も，それぞれ５名の，選挙は違憲であるとする無視できない数の反対意見を抱えた上で，多数意見も，較差は未だ違憲とまではいえないとする消極的合憲論に止まっていたのであり，平成８年大法廷判決が指摘した問題点はその後も主要な論点としてそのまま存在していたのである。かかる状態であったにもかかわらず，国会が漸く参議院の選挙区選出議員制度の見直しに着手したのは，平成16年大法廷判決の厳しい指摘を受けて，平成16年12月１日に参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設けられてからである。

しかし，同委員会の検討を踏まえてなされた結論も，前記のとおり当面の弥縫策としか評価し得ない，選挙区選出議員の４増４減を内容とする平成18年改正法として実現したに止まる。

同改正後も，前記のとおり当審は平成18年及び平成21年の各大法廷判決において，早期の選挙制度の見直しの必要性について指摘しているにもかかわらず，本件選挙までの間，選挙制度の抜本的見直しに関する法案が国会に上程されることなく推移してきたのである。

国民の参政権の基礎をなす投票権の平等という憲法上の重要な問題について，前記のとおり平成８年大法廷判決においてその問題の重要性を指摘され，更に，平成16年，平成18年，平成21年の各大法廷判決において選挙制度の根本的見直しの必要性を具体的に指摘されながら，本件選挙までその具体案を国会に上程することすらしない国会の対応は，国会に与えられた立法に係る裁量権を合理的に行使すべき責務を怠るものとして，その不作為に対して違法との評価をなさざるを得ないものである。

５　選挙無効の可否

私は，平成21年判決反対意見において，平成19年選挙は違憲ではあるが事情判決の法理によるべきであるとの意見を述べた。しかし，違憲状態にあることが明らかであった平成19年選挙から本件選挙までの３年の間，選挙制度の改正について具体的な立法提案が何らなされることなく本件選挙に至っているのであって，国会の怠慢は，座視するに耐え難い程著しいものであるといわざるを得ず，事情判決を超えて選挙無効との結論を出すことも十分に考えられる状況にあると言える。

ところで，従前の参議院議員選挙の大法廷判決における反対意見において，何名かの裁判官が選挙無効判決の可能性に言及しているが，結論的には事情判決の法理によるべきであるとしていて，選挙無効の判決をなした場合の効力について殆ど言及されていない。

しかし，選挙無効との判断をなすに当たっては，その無効判決の効力及びその判決の効力が及ぶ範囲について検討する必要がある。

投票価値の平等に反する違憲な状態の選挙区割りに基づいて行われる選挙は，その選挙それ自体が違憲・違法ということになる。その場合に，選挙訴訟が提起された選挙区以外の全ての当選人の当選を無効にすることは，その選挙により選出された議員が全て当初から議員としての資格を有しなかったことになる結果，既にその議員によって組織された参議院の議決を経て成立した法律等の効力についても問題を生じるという明らかに憲法の所期しない結果を生ずるのであって，かかる解釈を採るべきでないことは明らかである（衆議院議員選挙について事情判決の法理を採用した最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁における多数意見参照）。

そして，一般に投票価値の平等違反を理由とする選挙無効訴訟にも公職選挙法204条が適用されると解されており，本件訴訟もそれを前提として提起されたものである。同訴訟において選挙無効の判決がなされた場合には，訴訟の対象となった選挙区選挙における当選人が将来に向かってその地位を失うのであって，その議員がその地位を失うまでに参議院議員として関与した法律等の効力には影響を及ぼさないというべきである（前掲昭和51年大法廷判決の多数意見及び最高裁昭和56年（行ツ）第57号同58年11月７日大法廷判決・民集37巻９号1243頁における団藤重光，中村治朗裁判官の反対意見参照）。

なお，選挙無効判決がなされた選挙区では，その判決によって失職した議員の欠員を補充するための選挙をなす必要があるところ，違憲状態のままではその選挙を施行することができない。しかし，その選挙区の違憲状態を解消するに足る立法上の措置をなすことによって，議員の欠員を補充するための選挙を行うことができるのであり，国会がその選挙に必要とされる法整備を怠るとすれば，そのこと自体の責任もまた政治的に厳しく問われることになるであろう。

６　選挙無効訴訟と当該選挙区における選挙人の権利侵害との関係

選挙人が提起する選挙無効訴訟は，一般に客観訴訟の具体例と解されている。しかし，選挙無効訴訟であっても，公職選挙法204条に基づく選挙無効訴訟は，当該選挙区の選挙人たる原告が，その選挙区で選挙された当選人の当選の効力を争う訴訟である以上，その請求が認容されるためには，選挙人たる原告が，自らの選挙人としての権利が侵害されたことが必要であるというべきである。

ところで，選挙区相互間の投票価値の不平等を理由とする選挙無効訴訟は，これ迄は専ら全選挙区相互間の選挙人の投票価値の較差を巡って争われ，選挙当時における各選挙区間の議員１人当たりの選挙人の較差が違憲であるとすれば，その影響は議員定数配分の全体に及び，違憲の範囲は不可分であるから，選挙無効訴訟の提起された選挙区における較差の程度は問題にならないと解する見解が有力であった。

しかし，公職選挙法204条に基づき選挙人が提訴する選挙無効訴訟は，飽くまで当該選挙において選挙人の権利が，選挙の無効をもって応ずべき程度にまで実質的に侵害されたこと（以下，かかる状態を「実質的侵害」という。）を理由として認められるものであると解すべきであるから，当該選挙区における投票価値の較差が，議員１人当たりの選挙人の数が最も少ない選挙区と対比して憲法上求められる投票価値の平等を侵害するに至っているとまでは評価し得ない程度に止まる場合には，当該選挙人の権利が実質的に侵害されているということはできないものというべきである。